

志摩市会計年度任用職員募集要項

志摩市教育委員会事務局
学校教育課

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種

職 種	募集人数	業務内容
部活動指導員 (文化部 (美術))	1名	部活動の練習、大会等での技術指導等

2 採用予定年月日

採用日以降

3 応募資格

◇学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号(欠格条項)に該当しない方

◇次のいずれかに該当する方

- ・教育職員免許法第4条第1項に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する方。ただし、同法第9条に規定する効力は問いません。
- ・中学校又は高等学校の部活動又は地域での文化活動(美術)において指導を経験した方等で、中学校の校長が指導者としてふさわしいと判断した方

◇年齢制限はありません。

4 選考方法

選考方法	内 容
個別面接	主として、人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。

5 申込書の入手方法

(1) 直接入手する場合

志摩市教育委員会事務局学校教育課、総務部総務課(志摩市役所5階)、各支所窓口にて申込書を配布します。

※ 上記窓口での申込書の配布は、各部署の開庁時間内に限ります。

※ 土曜日、日曜日、祝日は、志摩市役所1階時間外窓口にて配布します。(ただし、午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。)

(2) 志摩市ホームページで入手する場合

志摩市ホームページにて、申込書をダウンロードすることができます。

A4サイズ、両面印刷によりご利用ください。

(3) 郵送で請求する場合

封筒の表に「志摩市会計年度任用職員選考申込書請求」と朱書きし、裏に請求者の住所・氏名を明記し、110円分の切手を貼付した返信用封筒(長3サイズ 縦235mm×横120

mm)を同封の上、次の宛先に送付してください。ただし、郵送での手続に時間を要する場合がありますので、申込受付期間にご注意ください。

(宛先) 〒517-0592
 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22
 志摩市教育委員会事務局 学校教育課 宛

6 申込手続

申 込 受付期間	令和8年7月1日(水曜日)から令和8年7月22日(水曜日)まで ※ 申込受付期間内必着
申 込 書 提 出 先	〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市教育委員会事務局 学校教育課 電話0599-44-0336
申込方法	<p>申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて持参又は郵送(申込受付期間内必着)により提出してください。</p> <p>※ 持参される場合は、教育委員会事務局学校教育課窓口の開庁時間内(土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)にお申込みください。ただし、申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。</p> <p>※ 郵送により申込書を提出される場合は、朱書きで「会計年度任用職員選考申込書在中」と記入し、送付してください(申込受付期間内必着。申込受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できません。)</p> <p>※ 郵便事情等による書類到達の遅延等については一切責任を負いかねます。</p> <p>① <u>会計年度任用職員選考申込書</u> 写真(4cm×3cm)を貼付(写真の裏に氏名を記入) 3箇月以内に撮影した正面、上半身、脱帽、無背景のもの</p> <p>② <u>返信用封筒(長3サイズ 縦235mm×横120mm)</u> 表面には、申込書の「連絡先」欄に記入した住所及び氏名を記入し、110円切手を貼付してください。</p> <p>③ <u>資格、免許等を証明する書類</u> 教育職員免許法第4条第1項に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する方は、当該免許状を有することを証する書類の写し</p>

7 面接の日時及び会場

面接日：令和8年7月28日(火曜日)午後

面接場所：志摩市役所本庁舎 3階 301会議室

※詳細の時間は、7月23日（木曜日）に、担当部署の職員から連絡します。

※自然災害等の発生状況により、面接の日時等を変更する場合があります。

8 選考結果の通知

選考結果については、選考を受けた方全員に封書により通知します。

9 勤務条件

任用区分	パートタイム会計年度任用職員
職種	部活動指導員
任期	採用日から令和9年3月31日まで ※ 採用の日から起算して1箇月間(1箇月の実勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで)は条件付採用とし、この期間は延長されることがあります。 ※ 条件付採用期間が終了した日の翌日において正式採用となります。
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。
勤務場所	市内中学校 変更範囲：変更なし
従事すべき業務の内容	部活動の練習、大会等での技術指導等 変更範囲：変更なし
給料又は報酬	報酬 時間額 1,600円
諸手当	通勤手当（原則として通勤距離が片道2km以上の場合）、時間外勤務手当等 ※諸手当の額については、「志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「志摩市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」によります。 ※月途中からの任用となる場合、上記条例等に基づき、任用月分の通勤手当は支給対象外となります。
給与の支給日等	当月末締め 翌月21日払(口座振込)
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用はありません。
公務災害補償等	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
勤務時間	・月曜日から日曜日の週3日以内（年間210時間以内） ・7時30分～17時30分のうち1時間～3時間（週6時間以内） ※ 所属長の指示により勤務時間を変更する場合があります。 ・所定勤務時間を超える労働の有無 時間外勤務の有無（無し）、休日勤務の有無（無し）
休日	勤務日以外の日 ※ ただし、勤務の割振りがあった場合を除く。
休暇等	年次有給休暇、特別休暇など ※ 志摩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則によります。
服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定(パートタイム会計年度任用職員については、地方公務員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。)が適用されます。
その他	・任期が満了した場合には当然に退職します。なお、その他退職に関する事項は、「志摩市会計年度任用職員の任用等に関する規則」によります。

10 問合せ先

この選考に関するお問合せについては、志摩市教育委員会事務局学校教育課指導係（電話0599-44-0336）へお願いします。

11 その他

お預かりしました個人情報は、選考に必要な範囲のみに利用します。

なお、選考に伴ってお預かりしました各種書類(申込書等)は、返却することができませんので、予めご了承ください。